

・申請・届出等手続のオンライン化に係る新アクション・プランについて

1 申請・届出等手続のオンライン化取組方針

国の行政機関が扱う手続については、国民等と行政との間の実質的にすべての手続を、15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにすること

地方公共団体が扱う手続については、オンライン化取組を支援すること

13年度早期に上記施策推進のため、新アクション・プランを策定

「e-Japan 重点計画」

2 新アクション・プランの策定（全府省）

(1) 全府省において、以下の内容を盛り込んだ新アクション・プランを策定

国の行政機関が扱う手続については、個別手続ごとのオンライン化実施時期、手続の簡素化等を明示

地方公共団体等が扱う手続については、個別手続ごとの標準仕様等オンライン化実施方策を地方公共団体等に提示する時期、手続の簡素化等を明示

(2) その際、国の行政機関が扱う手続については、実施時期の前倒し、手続の簡素化及び事務処理の電子化の観点から、昨年のアクション・プランの見直しを実施

(3) また、地方公共団体が扱う手続については、自治事務等の手続をアクション・プランの対象手続に追加し、国と歩調を合わせた地方公共団体の取組を支援

3 政府の取組概要

(1) 個別手続のオンライン化

国の行政機関が扱う手続

アクション・プラン対象手続 11,123件

15年度までにオンライン化を実施 10,868件(98%)

うち14年度までにオンライン化を実施 3,895件(35%)

[各府省別・年度別実施数は別紙1参照]

指定法人等が扱う手続

アクション・プラン対象手続 669件

15年度までにオンライン化実施方策等を提示 605件(90%)

うち14年度までにオンライン化実施方策等を提示 156件(23%)

地方公共団体が扱う手続

) 地方自治法第2条第9項第1号法定受託事務

アクション・プラン対象手続 1,542件

15年度までにオンライン化実施方策等を提示 1,462件(95%)

うち14年度までにオンライン化実施方策等を提示 974件(63%)

-) 同法第2条第9項第2号法定受託事務及び同第8項自治事務
 アクション・プラン対象手続 3,610件
 15年度までにオンライン化実施方策等を提示 3,452件(96%)
 うち14年度までにオンライン化実施方策等を提示
2,081件(58%)

(参考1) 国民に身近な手続の主なもの(例)は、別紙2参照

(参考2) 15年度までにオンライン化実施等が困難とする手続

- ・ 申請時に現物の提示を要する手続 161件
- ・ 申請時に対面での審査を要する手続 167件
- ・ その他 229件

(2) オンライン化実施時期の前倒し

14年度までにオンライン化を実施する手続数の割合 35%
 (昨年9月とりまとめ時 9%)

(3) 手続の見直し・簡素化(主要例)

- ・ 戸籍謄抄本の添付廃止又は省略 108件
- ・ 住民票の写しの添付廃止又は省略 337件
- ・ 各種登記簿謄抄本の添付廃止又は省略 792件
- ・ 申請書類等の提出部数の削減 569件

(4) 事務処理の電子化

全府省において、手続のオンライン化と連携した電子決裁等事務処理の電子化に必要なシステムを整備

4 今後の取組

各府省において、新アクション・プランを着実に実行するほか、「e Japan 重点計画」の目標である電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するため、業務改革等を引き続き推進するとともに、「e Japan2002 プログラム」に掲げられた施策に重点的に取り組むことにより、電子政府・電子自治体を着実に推進

- (注) 1 . 件数等は今後の精査等により変動。
 2 . 一部オンライン化実施等を含む。